

PRESS RELEASE



上質ないいものを創造する
山形の理想的ものづくりを
このマークで伝えていきます。

令和3年6月2日

県政記者クラブ報道機関 各位

産業労働部 商業・県産品振興課

山形県プレミアム付きクーポン券(飲食店・小売店・生活関連サービス等消費応援事業)について

山形県プレミアム付きクーポン券については、新型コロナの影響を受けている県内経済を活性化させるため、令和2年10月22日から参加店舗で販売を行っているところです。

この度、追加配布分のクーポン券を令和3年6月5日(土)から参加店舗において販売を開始しますので、お知らせします。

また、クーポン券(初回配布・追加配布)の利用期間を令和3年6月30日(水)から令和3年9月30日(木)まで延長することとしましたので、併せてお知らせします。

記

1 山形県プレミアム付きクーポン券に追加配布分の販売開始時期

令和3年6月5日(土)～

※1 参加店舗の一覧については、令和3年6月4日(金)に県ホームページでお知らせします。

(<https://www.pref.yamagata.jp/110010/sangyo/shokogyo/shogyo/coupon.html>)

※2 参加店舗によっては、6月6日(日)以降の販売となることもあります。

※3 参加店舗には、別添のポスターが掲示されております。

2 山形県プレミアム付きクーポン券(初回配布・追加配布)の利用期間

(現在) 令和3年6月30日(水)まで → (延長後) 令和3年9月30日(木)まで

【問い合わせ先】

商業・県産品振興課 課長補佐 樋口
電話：023-630-3243・3370
報道監 産業労働部次長 大山

山形県民限定



飲食店・小売店・生活関連サービス等
消費応援事業

プレミアム付きクーポン券



2,000円分
(1シート・500円券を4枚)を
1,000円で購入できます！

購入上限は、
1人当たり3シート(12枚)
(3,000円で6,000円分)
※原則として3店舗まで

買ったお店でだけ
使用できる
クーポン券です。

山形県内にお住まいの方であれば、居住する市町村に関係なく、県内のどの参加事業所(店舗)でも購入いただけます。ただし、購入した店舗でのみの利用となります。

購入する際は、山形県内に居住していることが確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)を提示していただきます。

使用期限

令和3年9月30日(木)まで

※プレミアム付きクーポン券に記載されている使用期限は「令和3年2月14日」となっていますが、9月30日(木)までお使いいただけます。

参加事業所(店舗)がやむを得ず休店または閉店した場合、お客様がクーポン券を購入した金額について、県は補償いたしませんのでご注意ください。

〈クーポン券を使用することができない商品・サービス等(例示)〉

- 商品券・ビール券・図書券・印紙・切手・プリペイドカードなど換金性の高いもの
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 不動産・株式・先物・宝くじ等の金融商品
- たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- 公共料金等の支払など公共性の高いもの
- 現金との換金・電子マネーチャージ・金融機関への預入
- 事業活動に関わる仕入れや経費等の支払
- その他山形県が適当でないと認めたもの

〈お問い合わせ先〉

- ◆ 事業所(店舗)向けコールセンター(0570-666-812)
- ◆ 利用者(消費者)向けコールセンター(0570-200-236)

山形県消費応援事業実行委員会